

附属機関に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

上田市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基礎となる「上田市空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関しに関して、調査、審議を行う「上田市空家等対策協議会」を審議会等附属機関として位置付けるため、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

上田市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」第7条の規定に基づいて上田市空家等対策計画（計画期間：平成30年度から令和7年度まで）を平成30年11月に策定した。

法第8条において、市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとしていることから、本計画策定に当たって上田市空家等対策協議会を要綱により設置したが、次期計画の策定及び計画に基づく空家等対策の実施に当たって、今後も継続して同協議会から助言・意見を求めていくことから、審議会等附属機関として設置することとする。

3 改正の内容

（1）附属機関に関する条例

別表に上田市空家等対策協議会に係る以下の事項を追加する。

ア 任務 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、市長の諮問に応じ、調査審議を行うこと。

イ 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市長のほか、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

ウ 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（2）上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（附則）

別表第4に空家等対策協議会の委員の報酬（日額）を6,800円として規定する。

4 施行期日 公布の日